

個人情報保護規則

平成27年4月1日

規則第27号

改正 平成28年1月1日規則第33号

平成28年4月1日規則第50号

平成29年6月30日規則第89号

平成30年10月10日規則第106号

令和2年3月27日規則第33号

目次

第1章 総則

第1節 通則(第1条～第4条)

第2節 保有個人情報等の管理体制等(第5条～第8条)

第2章 個人情報等の取扱い

第1節 個人情報等の取得、利用等(第9条～第18条)

第2節 保有個人情報等の取扱い(第19条～第23条)

第3節 情報システムにおける安全の確保等(第24条～第38条)

第4節 情報システム室等の安全管理(第39条・第40条)

第3章 個人情報ファイルの保有等に関する報告等(第41条～第44条)

第4章 事案の報告及び再発防止措置(第45条～第50条)

第5章 点検及び監査等(第51条～第53条)

第6章 補則(第54条・第55条)

附則

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この規則は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)の保有する個人情報について、その適切な管理に必要な事項を定めることにより、機構の業務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「法」という。)第2条及び行政手

続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条の定めるところによるほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部室 組織規程(平成27年規程第4号)第10条に定める部室をいう。
- (2) 課 組織規程第11条から第17条に定める課をいう。
- (3) 役職員等 機構の役員、職員及びこの規則を遵守すべきものとして総括個人情報保護管理者が認めた者をいう。
- (4) 海外事務所 組織規程15条の3第2号に定める海外事務所をいう。
- (5) 海外事務所の長 海外事務所の主たる担当地域等に関する達(平成28年達第23号)第4条に定める者をいう。

(適用の範囲)

第3条 機構の保有する個人情報、特定個人情報、個人情報ファイル及び特定個人情報ファイルの取扱いは、法、番号法、独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針及びこの規則の定めるところによる。

(役職員等の責務)

第4条 役職員等は、法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び例規等の定め並びに総括個人情報保護管理者、副総括個人情報保護管理者及び個人情報保護管理者の指示に従い、保有個人情報及び保有特定個人情報(以下「保有個人情報等」という。)を取扱わなければならない。

第2節 保有個人情報等の管理体制等

(総括個人情報保護管理者等)

第5条 機構に、総括個人情報保護管理者1名を置き、理事をもって充てる。

- 2 副総括個人情報保護管理者1名を置き、総務部長をもって充てる。また、副総括個人情報保護管理者補佐1名を置き、総務課長をもって充てる。
- 3 部室に主任個人情報保護管理者1名を置き、部室の長をもって充てる。
- 4 課及び海外事務所に、個人情報保護管理者1名を置き、当該課及び海外事務所の長をもって充てる。
- 5 課及び海外事務所に個人情報保護担当者1名を置き、個人情報保護管理者が指名した総括管理を担当する職員をもって充てる。個人情報保護管理者は、個人情報保護担当者を指名後、速やかに副総括個人情報保護管理者にその氏名、役職等を報告しなければならない。
- 6 機構に、個人情報監査責任者を置き、監査室長をもって充てる。

(総括個人情報保護管理者等の任務)

第6条 総括個人情報保護管理者は、機構における保有個人情報等の管理に関する事務を総括する。

2 副総括個人情報保護管理者は、総括個人情報保護管理者の命を受けて、総括個人情報保護管理者が行う事務を補佐する。また、副総括個人情報保護管理者補佐は、副総括個人情報保護管理者が行う事務を補佐する。

3 主任個人情報保護管理者は、当該部室における個人情報の管理に関する事務を総括する。

4 個人情報保護管理者は、当該課及び海外事務所における保有個人情報等を適切な管理を確保する任に当たる。保有個人情報等を情報システムで取扱う場合、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

5 個人情報保護担当者は、個人情報保護管理者の命を受けて、個人情報保護管理者を補佐し、当該課及び海外事務所における保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。

6 個人情報監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

7 個人情報保護管理者は、個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)を取扱う職員(以下「事務取扱担当者」という。)を指定し、その役割及び各事務取扱担当者が取扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

(保有個人情報等の適切な管理のための委員会)

第7条 総括個人情報保護管理者は、機構の保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係役職員等を構成員とする委員会を設け、定期に又は随時に開催するものとする。

(教育研修)

第8条 総括個人情報保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する役職員等に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報及び特定個人情報(以下「個人情報等」という。)の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

2 総括個人情報保護管理者は、保有個人情報等を取扱う情報システムの管理に関する事務に従事する役職員等に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

3 総括個人情報保護管理者は、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者に対し、課及び海外事務所の現場における個人情報等の適切な管理のための教育研修を実施する。

4 個人情報保護管理者は、当該課及び海外事務所の役職員等に対し、保有個人情報等の適

切な管理のために、総括個人情報保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講じなければならない。

第2章 個人情報等の取扱い

第1節 個人情報等の取得、利用等

(個人情報等の保有の制限等)

第9条 役職員等は、個人情報等の保有に当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 役職員等は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報等を保有してはならない。

3 役職員等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第10条 役職員等は、本人から直接文書等に記録された当該本人の個人情報等を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(適正な取得)

第11条 役職員等は、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得してはならない。

2 事務取扱担当者は、特定個人情報取扱事務を処理するため必要があるときは、本人に対して個人番号(当該本人と同一の世帯に属する者の個人番号を含む。)の提供を求めることができるものとする。

3 事務取扱担当者は前項により本人より個人番号の提供を受けるときは、法令の定めるところにより本人確認を行わなければならない。

4 事務取扱担当者は第2項の場合を除き、本人に個人番号の提供を求めてはならない。

(正確性の確保)

第12条 役職員等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報等が過去又は現在

の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保)

第13条 役職員等は、この規則に定めるところにより、保有個人情報等の安全確保に努めなければならない。

(個人情報の利用目的以外の目的のための利用及び提供)

第14条 個人情報保護管理者は、法第9条第1項又は第2項の規定により、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し、又は提供しようとする場合は、原則として、あらかじめ副総括個人情報保護管理者に通知しなければならない。

2 個人情報保護管理者は、法第9条第1項又は第2項第3号及び第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合は、当該保有個人情報の提供を受ける者に対し、原則として、その利用しようとする保有個人情報に関する次に掲げる事項について、書面で確認するものとする。

- (1) 記録範囲及び記録項目
- (2) 利用目的
- (3) 利用形態
- (4) 利用する業務の根拠法令
- (5) その他必要と認める事項

3 個人情報保護管理者は、前項の場合において提供先に安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。

(特定個人情報の提供の制限)

第15条 個人情報保護管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第16条 事務取扱担当者は番号法に定められた事務以外のために特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、事務取扱担当者は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認められるときで、かつ、当該特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用することができる。

3 前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令の適用を妨げるものではない。

(業務を委託等する場合の措置)

第17条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託(請負を含む。以下同じ。)する場合は、個人情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、その委託しようとする者が個人情報等の取扱いについての内部規程を有するか否かを確認する等、必要な措置を講じなければならない。

2 委託に関する契約書には、次に掲げる事項を記載するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

(1) 個人情報等に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務に関する事項

(2) 再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第2号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。本号、本条第4号及び6号において同じ。)(委託先との契約書に、再委託に際して再委託先に求める事項は、再委託先が子会社である場合も、同様に求めるべきことを明記すること。)の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

(3) 個人情報等の複製等の制限に関する事項

(4) 個人情報等の安全確保に関する事項

(5) 個人情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

(6) 委託終了時における個人情報等の消去及び媒体の返却に関する事項

(7) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

3 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容や量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報等の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。

4 委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項及び第2項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施する。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

5 個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合は、委託先において、番号法に基づき機構が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確

認を行う。また、委託をする際には委託を受けた者に機構が果たすべき安全管理と同等な措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

6 個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が再委託を行う際には、委託する個人番号関係事務において取扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。

7 保有個人情報を提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずる。

(派遣労働者の派遣を受ける場合の措置)

第18条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

第2節 保有個人情報等の取扱い

(アクセス制限)

第19条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容(個人識別の容易性(匿名化の程度等)、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮する。以下同じ。)に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする役職員等の範囲と権限の内容をその利用目的を達成するために必要最小限の範囲に限らなければならない。

2 アクセス権限を有しない役職員等は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。

3 役職員等は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第20条 役職員等が、業務上の目的で保有個人情報等を取扱う場合であっても、個人情報保護管理者は次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、役職員等は個人情報保護管理者の指示に従い行うものとする。

(1) 保有個人情報等の複製

(2) 保有個人情報等の送信

(3) 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

(4) その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第21条 役職員等は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、当該誤り等が明らかに軽微であると認められる場合を除き、個人情報保護管理者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

(媒体の管理等)

第22条 役職員等は、個人情報保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは耐火金庫への保管、施錠等を行わなければならない。

(廃棄等)

第23条 役職員等は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、個人情報保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

第3節 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第24条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等(情報システムで取扱うものに限る。)の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等(パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じなければならない。

(アクセス記録)

第25条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等(情報システムで取扱うものに限る。)について、秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に又は随時に分析するために必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不当な消去の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(アクセス状況の監視)

第26条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等(情報システムで取扱うものに限る。)の秘

匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセス監視のため、保有個人情報等を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該機能の定期的確認等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者権限の設定)

第27条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等(情報システムで取扱うものに限る。)の匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講じなければならない。

(外部からの不正アクセス防止)

第28条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等を取扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講じなければならない。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第29条 個人情報保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等(情報システムで取扱うものに限る。)の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講じなければならない。

(情報システムにおける保有個人情報等の処理)

第30条 役職員等は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。個人情報保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

(暗号化)

第31条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等(情報システムで取扱うものに限る。)の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講じなければならない。

2 役職員等は、次に掲げる行為については、保有個人情報等(情報システムで取扱うものに限る。)の暗号化を行わなければならない。

- (1) 保有個人情報等の共有ドライブへの保存
- (2) 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への持ち出し
- (3) その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第32条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等(情報システムで取扱うものに限る。)の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器への更新への対応を含む。)等の必要な措置を講じなければならない。

(入力情報の照合等)

第33条 役職員等は、情報システムで取扱う保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行わなければならない。

(バックアップ)

第34条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等(情報システムで取扱うものに限る。)の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するため、必要な措置を講じなければならない。

2 役職員等は、個人情報保護管理者の指示に従い、保有個人情報等のバックアップを行わなければならない。

(情報システム設計書等の管理)

第35条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書及び構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製及び廃棄等について必要な措置を講じなければならない。

(端末の限定)

第36条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等(情報システムで取扱うものに限る。)の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講じなければならない。

(端末の盗難防止等)

第37条 個人情報保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講じなければならない。

2 役職員等は、個人情報保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持込んではならない。

(第三者の閲覧防止)

第38条 役職員等は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等(情報システムで取扱うものに限る。)が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムから

ログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講じなければならない。

第4節 情報システム室等の安全管理

(入退室の管理)

第39条 保有個人情報等を取扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域(以下「情報システム室等」という。)を管理する課及び海外事務所の長(以下「情報システム室等の長」という。))は、情報システム室等に入室する権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化、部外者が入室する場合の役職員等の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持出しの制限又は検査等の措置を講じなければならない。また、保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合も、必要があると認めるときは同様の措置を講じなければならない。

- 2 情報システム室等の長は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退室の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講じなければならない。
- 3 情報システム室等の長は、情報システム室等及び保管施設の入退室の管理について、必要があると認めるときは、入室に係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じなければならない。

(情報システム室等の管理)

第40条 情報システム室等の長は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講じなければならない。

- 2 情報システム室等の長は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講じなければならない。

第3章 個人情報ファイルの保有等に関する報告等

(個人情報ファイルの保有等に関する報告等)

第41条 課及び海外事務所において個人情報ファイル(特定個人情報ファイルを含む。以下同じ。)(法第11条第2項各号に掲げるものを除く。)を保有したときは、当該部等の個人情報保護管理者は、副総括個人情報保護管理者に対し、法第11条第1項各号、第3項及びその他必要な事項を第42条の規定に基づく台帳に記載して保有した年度内に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。なお、特定個人情報ファイルについては、番号法第19条第11号から第14号までのいずれかに該当して特定個人情報を提出

し、又は提出を受ける場合を除き、個人番号を処理する必要の範囲を超えて作成してはならない。

- 2 個人情報保護管理者は、前項に規定する報告を行った個人情報ファイルのほか、本人の数が1,000人以上の保有個人情報等(法第11条第2項第1号から第6号まで及び第8号に掲げるものを除く。)を保有したときは、遅滞なく、法第11条第1項各号、第3項及びその他必要な事項を副総括個人情報保護管理者に通知しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(課及び海外事務所における台帳の整備)

第42条 個人情報保護管理者は、当該課及び海外事務所の保有個人情報等について、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて台帳等を整備して、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録しなければならない。

- 2 前項の台帳は、各課及び海外事務所ごとに、当該各課及び海外事務所の個人情報保護担当者が記録の事務及びその管理を行うものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報の利用及び保管等の取扱状況について記録する。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第43条 総括個人情報保護管理者は、法第11条の規定に従い、機構の個人情報ファイル簿を作成して公表しなければならない。

- 2 総括個人情報保護管理者は、個人情報ファイル簿の整備に当たっては、秘密保全の必要について十分留意するものとする。
- 3 個人情報ファイル簿は、整備上必要な場合を除き、閲覧所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(保有個人情報等の取扱いの状況の記録)

第44条 副総括個人情報保護管理者は、第41条の規定により通知を受けた保有個人情報等について、台帳を整備し、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱いについて記録しなければならない。

第4章 事案の報告及び再発防止措置

(個人情報の漏えい事案等の報告)

第45条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した役職員等は、直ちに、当該保有個人情報を管理する個人情報保護管理者にその旨を報告しなければならない。ただし、外部か

らの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末の無線LANをオフにする又はLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行うものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、前項の規定により役職員等から報告を受けたときは、被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を速やかに講じなければならない。
- 3 個人情報保護管理者は、前項の措置を講じた後、速やかに、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括個人情報保護管理者及び副総括個人情報保護管理者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括個人情報保護管理者及び副総括個人情報保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。
- 4 総括個人情報保護管理者は、前項の報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告しなければならない。
- 5 総括個人情報保護管理者は、事案の内容に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、機構を所管する行政機関に対し、速やかに情報提供を行うものとする。

(個人情報の漏えい事案等の再発防止措置)

第46条 個人情報保護管理者は、保有個人情報の漏えいその他個人情報の管理に関して問題となる事案が発生した場合には、前条第3項の規定により調査した結果に基づき、当該事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の漏えい事案等の公表等)

第47条 機構は事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への対応等の措置を講ずるものとする。

- 2 公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに総務省(行政管理局)に情報提供を行うものとする。

(特定個人情報の漏えい事案等の報告)

第48条 役職員等は、番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合及び重大事案(個人番号を取扱う情報システムから外部に情報漏えい等があった場合(不正アクセス又は不正プログラムによるものを含む。)、事案における特定個人情報の本人の数が101人以上である場合、不特定多数の人が閲覧できる状態になった場合、役職員等が不正の目的で持出した場合、その他機構において重大事案と判断される場合)又はそのおそれのある事案が発覚した場合には、直ちに、当該保有特定個人情報を管理する個人情報保護管理者にその旨を報告するとともに、被害の拡大を防止しなければならない。

- 2 個人情報保護管理者は、前項の規定により役職員等から報告を受けたときは、事実関係を調査し、その原因の究明を行うとともに、速やかに総括個人情報保護管理者及び副総括個人情報保護管理者に報告をしなければならない。
- 3 総括個人情報保護管理者は、前項の報告を受けた場合には、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告しなければならない。
- 4 総括個人情報保護管理者は、事実関係及び再発防止策等について速やかに(重大事案又はそのおそれのある事案については、直ちに)個人情報保護委員会に報告を行わなければならない。

(特定個人情報の漏えい事案等の再発防止措置)

第49条 個人情報保護管理者は、前条第2項の規定により把握した事案による影響の範囲を特定するとともに、究明した原因を踏まえ再発防止策を検討し、速やかに実施しなければならない。

(特定個人情報の漏えい事案等の公表等)

第50条 機構は、事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案に発生の回避等の観点から、事実関係等について、速やかに、本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表しなければならない。

第5章 点検及び監査等

(点検)

第51条 個人情報保護管理者は、課及び海外事務所における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括個人情報保護管理者に報告する。

(監査)

第52条 個人情報監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、機構における保有個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査(外部監査を含む。以下同じ。)を行い、その結果を総括個人情報保護管理者に報告する。監査は保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、実地監査を含めた重点的な監査として行うものとする。

(評価及び見直し)

第53条 副総括個人情報保護管理者は、保有個人情報等の適切な管理のための措置について、点検又は監査の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講じる。

2 副総括個人情報保護管理者は、前項の見直し等の結果を総括個人情報保護管理者に報告する。

第6章 補則

(行政機関との連携)

第54条 機構は、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)を踏まえ、機構を所管する行政機関と緊密に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行うものとする。

(規則の細目の策定)

第55条 この規則に定めるもののほか、機構の保有個人情報等の保護に関する必要な細目は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月1日規則第33号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第50号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月30日規則第89号)

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(平成30年10月10日規則第106号)

この規則は、平成30年10月10日から施行する。

附 則(令和2年3月27日規則第33号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。